

## 潮来市若年世帯定住促進助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市の定住人口の増加及び地域の活性化並びに住環境の改善を図るため、市内で住宅を取得した若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯に対し、予算の範囲内で潮来市若年世帯定住促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年者 46歳未満である者をいう。
- (2) 住宅 玄関、台所、便所及び浴室を備え、独立した生活を営むことが出来るものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住用に供するものを含む。）で、居住の用に供する部分の延べ床面積が60平方メートル以上のものをいう。
- (3) 若年夫婦 本人又はその配偶者が若年者である夫婦をいう。
- (4) 高校生相当 15歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (5) 子育て世帯 高校生相当以下の子を持つ世帯をいう。
- (6) 転入者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市以外の住民基本台帳に住宅の取得を機に本市に転入した日から起算して2年以上前から記載されていた者で、当該転入により本市の住民基本台帳に記載されたものをいう。ただし、新築住宅を発注してから完成するまでの期間に本市において他の住宅に一時的に居住している場合は、その期間を除く。
- (7) 新築住宅 申請者の発注により新たに建築された住宅をいう。
- (8) 建売住宅 人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (9) 中古住宅 新築住宅、建売住宅以外の住宅で、建築されてから20年を経過していないものをいう。
- (10) 取得 新築住宅、建売住宅又は中古住宅の購入をいう。
- (11) 宅地 土地取得に係る登記原因日が助成金の交付を申請する年度の前々年度の4月1日以降のものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「申請者」という。）は、登記原因日が助成金の交付を申請する年度の前々年度の4月1日以降に取得した住宅（ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付が助成金の交付を申請する年度の前々年度の4月1日以降）に10年以上継続的に居住し、登記原因日（ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付）若しくは助成金の申請日において若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 若年夫婦の場合は、夫婦の双方が申請者になること。

- (2) 同一世帯に市税等の未納がないこと。
- (3) 取得した住宅は申請者の名義（共有名義を含む。ただし申請者及びその世帯員の持分が合計で2分の1以上であるものに限る。）で所有権の保存又は移転の登記を完了していること。
- (4) 取得した住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合していること。
- (5) 取得した住宅において、潮来市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金、潮来市木造住宅耐震改修補助金及びこの告示に規定する助成金の交付を受けていないこと。

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、次表の左欄に掲げる助成対象事業ごとに同表右欄に掲げる額とし、助成対象者が該当するものの額を合算した額を交付するものとする。

助成対象事業	助成金の額
(1) 住宅取得助成金	<p>ア 新築住宅、建売住宅（取得価格が500万円以上のものに限る。）取得の場合 宅地（取得後の造成費等は除く。）及び住宅の取得価格の100分の1に相当する額（当該額が20万円を超えるときは20万円とし、1000円未満を切り捨てる。）</p> <p>イ 中古住宅（取得価格が500万円以上のものに限る。）取得の場合 宅地（取得後の造成費等は除く。）及び住宅の取得価格の100分の1に相当する額（当該額が20万円を超えるときは20万円とし、1000円未満を切り捨てる。）</p>
(2) 子育て助成金	世帯に属する高校生相当以下の子ども1人につき5万円
(3) 三世帯世帯助成金	子育て世帯で若年者の父母が世帯に属する場合、若しくは若年者の父母が同居していると認められる場合。または子育て世帯で若年者の父母が若年者と住民基本台帳上、同一地番である場合、若しくは子育て世帯で若年者の父母が若年者と同一敷地に住んでいると認められる場合 5万円
(4) 転入者助成金	<p>ア 若年夫婦もしくは子育て世帯の世帯全員が転入者の場合 20万円</p> <p>イ アの交付を受けた者の取得住宅に対して、住宅取得以後に課される1年目から3年目までの固定資産税の2分の1に相当する額（当該額が10万円を超えるときは10万円とし、1000円未満を切り捨てる。）ただし、取得住宅が併用住宅（家屋の一部を居住の用に供するものをいう。）である場合にあっては当該併用住宅のうちの居住部分（人の居住の用に供する部分をいう。）に対して住宅取得以後に課される1年目から3年目までの固定資産税の2分の1に相当する額とする。</p>

2 前項の（1）住宅取得助成金、（2）子育て助成金、（3）三世帯世帯助成金の項及び（4）転入者助成金の項助成金の額欄中アの規定による助成金を合算した交付回数は、同一の世帯に対して1回限りとし、（4）転入者助成金の項助成金の額欄中イの規定による助成金の交付回数は、同一の世帯に対して3回限りとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、潮来市若年世帯定住促進助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請できる期限は、当該申請の受付を開始した年度の11月末日までとし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1条第1項に規定する休日を除く。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (3) 建築確認済証の写し
- (4) 建築基準法による検査済証の写し
- (5) 開発行為の検査済証の写し
- (6) 居住用面積を確認できる書類の写し(併用住宅の場合に限る。)
- (7) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (8) 世帯全員の転入者であることを証明する書類(転入者の場合に限る。)
- (9) 宅地の売買契約書の写し(宅地を購入した場合に限る。)
- (10) 土地登記簿の全部事項証明書の写し(宅地を購入した場合に限る。)
- (11) 建物現況写真
- (12) 現地案内図
- (13) 同一地番内の世帯全員の完納証明書
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、適法に同項第3号、第4号及び第5号の手続きが不要であったものについては、当該書類の提出を要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、2回目以降の申請は、潮来市若年世帯定住促進助成金(家屋の固定資産税助成金)交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請できる期限は、当該申請の受付を開始した年度の11月末日までとし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1条第1項に規定する休日を除く。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 取得した家屋の固定資産税納税証明書
- (3) 同一地番内の世帯全員の完納証明書
- (4) 土地・家屋課税明細書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、潮来市若年世帯定住促進助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、潮来市若年世帯定住促進助成金交付請求書(様式第4号)により助成金を請求するものとする。

(報告及び調査)

第8条 市長は、当該助成金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を

求め、助成金に係る資料及び書類その他の必要な調査をすることができる。

(転居報告義務)

第9条 交付決定者は、その交付決定以後に第3条の規定による助成対象者の要件である「10年以上の居住」を満たさなくなった場合は、助成対象住宅から転居する報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の取消及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が前条の規定に該当したとき、虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき又は交付対象者としての要件を満たさないことが明らかになったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、潮来市若年世帯定住促進助成金交付取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとし、次のとおり助成金の返還を請求するものとする。

- (1) 転入後1年未満の転出 全額
- (2) 転入後1年以上3年未満の転出 5分の4
- (3) 転入後3年以上6年未満の転出 5分の3
- (4) 転入後6年以上8年未満の転出 5分の2
- (5) 転入後8年以上10年未満の転出 5分の1
- (6) 虚偽の申請によるとき 全額
- (7) 要件を満たさないことが明らかになったとき 要件を満たさなくなったときに応じて、第1号から第5号までの例による。

(補足)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年7月24日告示第123号)

この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月25日告示第46号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

潮来市長 様

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 印  
フリガナ  
氏名 印  
電話番号

潮来市若年世帯定住促進助成金交付申請書

潮来市若年世帯定住促進助成金を受けたいので、潮来市若年世帯定住促進助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

住宅の所在地	潮来市				
住宅の所有関係	単独名義 ・ 共有名義（申請者の持分） 共有者住所 氏名（申請者との続柄） （共有者の持分）				
取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売住宅購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入				
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅				
住宅の床面積	㎡（併用住宅の場合は居住部分の面積） ㎡				
住宅の階数	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て				
住宅の設備等	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室（ 室）				
登記原因の日付	年 月 日				
住宅取得価格	円				
土地取得価格	円				
申請者	氏名	生年月日	年齢	歳	
配偶者	氏名	生年月日	年齢	歳	
住民登録日	申請者	年 月 日	配偶者	年 月 日	
子育て助成金に関する事項	世帯に属する高校生相当以下の子の人数 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで			人	三世帯世帯 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
転入者助成金に関する事項	転入する世帯の人数	人	前住所		
	転入日	年 月 日	本市に住所を有していた場合の転出日	年 月 日	

※添付書類は、裏面参照

裏面

【添付書類】

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (3) 建築確認済証の写し
- (4) 建築基準法による検査済証の写し
- (5) 開発行為の検査済証の写し
- (6) 居住用面積を確認できる書類の写し（併用住宅の場合に限る。）
- (7) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (8) 世帯全員の転入者であることを証明する書類（転入者の場合に限る。）
- (9) 宅地の売買契約書の写し（宅地を購入した場合に限る。）
- (10) 土地登記簿の全部事項証明書の写し（宅地を購入した場合に限る。）
- (11) 建物現況写真
- (12) 現地案内図
- (13) 同一地番内の世帯全員の完納証明書
- (14) その他市長が必要と認める書類

※住宅取得助成金（上限20万円）、子育て助成金（世帯に属する高校生相当以下の子ども一人につき5万円）、三世帯世帯助成金（5万円）、転入者助成金（20万円）の交付申請をする場合、申請できる回数は同一の世帯に対して1回限りとする。

確認同意欄

私は、潮来市若年世帯定住促進助成金の交付に必要な事項として、補助金申請に必要な範囲で、私及び私の世帯員に関する住民登録について、当該事業の所管課職員が確認することに同意します。

また、潮来市若年世帯定住促進助成金交付要綱第9条の規定に該当となった場合は速やかに同条に基づく報告を行うとともに、同要綱第10条による助成金の返還をします。

申請者氏名(署名)

印

申請者氏名(署名)

印

年 月 日

潮来市長 様

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 印  
フリガナ  
氏名 印  
電話番号

潮来市若年世帯定住促進助成金（家屋の固定資産税助成金）交付申請書

潮来市若年世帯定住促進助成金を受けたいので、潮来市若年世帯定住促進助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

住宅の所在地	潮来市
住宅の所有関係	単独名義 ・ 共有名義（申請者の持分） 共有者住所 氏名（申請者との続柄） （共有者の持分）
取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売住宅購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
住宅の床面積	m <sup>2</sup> （併用住宅の場合は居住部分の面積 m <sup>2</sup> ）
住宅の階数	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て
住宅の設備等	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 居室（ 室）
住宅に課される固定資産税額	円（ 年度分）

【添付書類】

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 取得した家屋の固定資産税納税証明書
- (3) 同一地番内の世帯全員の完納証明書
- (4) 土地・家屋課税明細書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

※転入者助成金（住宅取得以後に課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の2分の1に相当する額（上限10万円））の交付申請をする場合、申請できる回数は同一の世帯に対して3回限りとする。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様  
様

潮来市長

印

潮来市若年世帯定住促進助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった潮来市若年世帯定住促進助成金については、潮来市若年世帯定住促進助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付の決定	交付決定 ・ 却下
交付決定金額	円
却下理由 (却下の場合)	



様式第4号（第7条関係）

年 月 日

潮来市長

様

住所

氏名

氏名

電話番号

印

印

潮来市若年世帯定住促進助成金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった潮来市若年世帯定住促進助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合（ ）	支店名	本店・支店
口座種別	当座・普通	口座番号	
	(フリガナ)		
口座名義人			

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

潮来市長

様

住所

氏名

印

電話番号

住所

氏名

印

電話番号

助成対象住宅から転居する報告書

年 月 日付けで交付決定のあった潮来市若年世帯定住促進助成金交付対象住宅から転居することとなったため、潮来市若年世帯定住促進助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 転居先

3 転居理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様  
様

潮来市長

印

潮来市若年世帯定住促進助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった潮来市若年世帯定住促進助成金については、潮来市若年世帯定住促進助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取り消し、助成金の返還を請求するので通知します。

記

取消理由	
返還金額	円（全額・5分の）